

事業者様

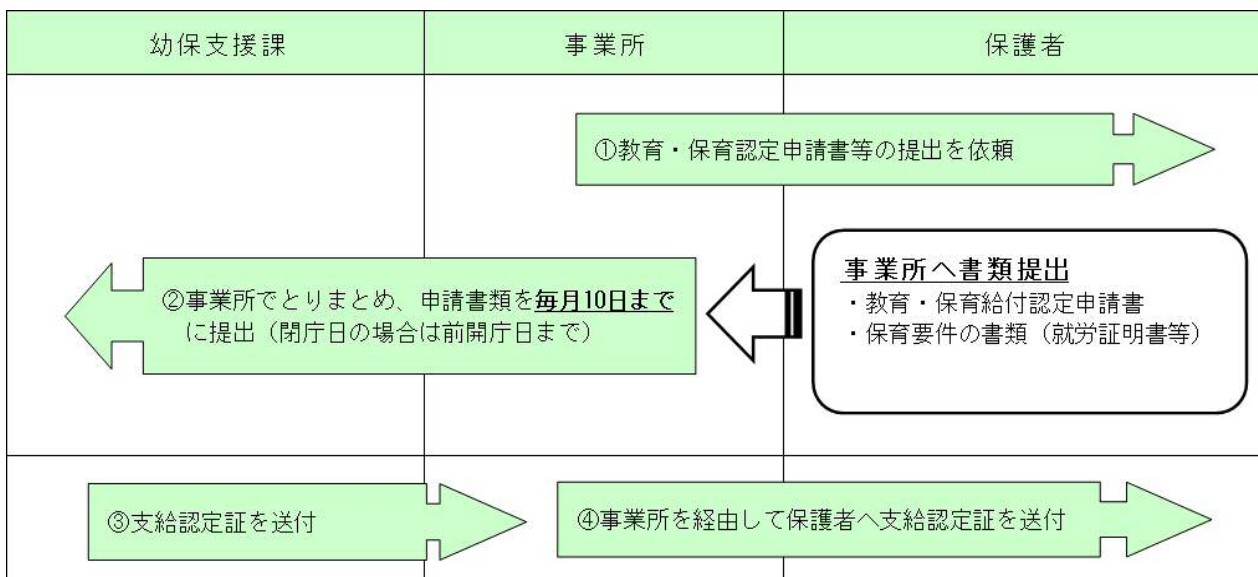
浜松市こども家庭部 幼保支援課

教育・保育給付認定申請等の取扱いについて

企業主導型保育事業の入所児童について、事業所への入所、保育料の無償化、補助金の申請を目的として、教育・保育給付認定が必要な場合は、下記のとおり手続きをお願いいたします。

1 教育・保育支給認定申請及び支給認定証の交付

- ①「**教育・保育給付認定申請書（第3号様式）**」+ **添付書類（保育要件の書類）**の提出を事業所から保護者へ依頼する。
 ※「別紙」を参照し、必要な添付書類（保育要件の書類）を確認してください。
- ②保護者から提出された申請書類を事業所でとりまとめ後、**毎月10日（閉庁日の場合は前開庁日）までに**幼保支援課へ提出する。
 ※**申請書に「施設受付日」を必ず記入**してください。
 ※**保護者が事業所に申請書類一式を提出した日（＝施設受付日）又は利用希望開始日のうち遅い日付が認定日**となります。ただし、認定要件を満たすのが利用希望開始日以降又は提出書類に不備があった場合など、認定日が遅れることがあります。
- ③申請書類受付後、提出月に随時支給認定証を発行し、事業所へ送付する。
- ④事業所から保護者へ支給認定証を送付する。



<新入園児童、新規認定申請について>

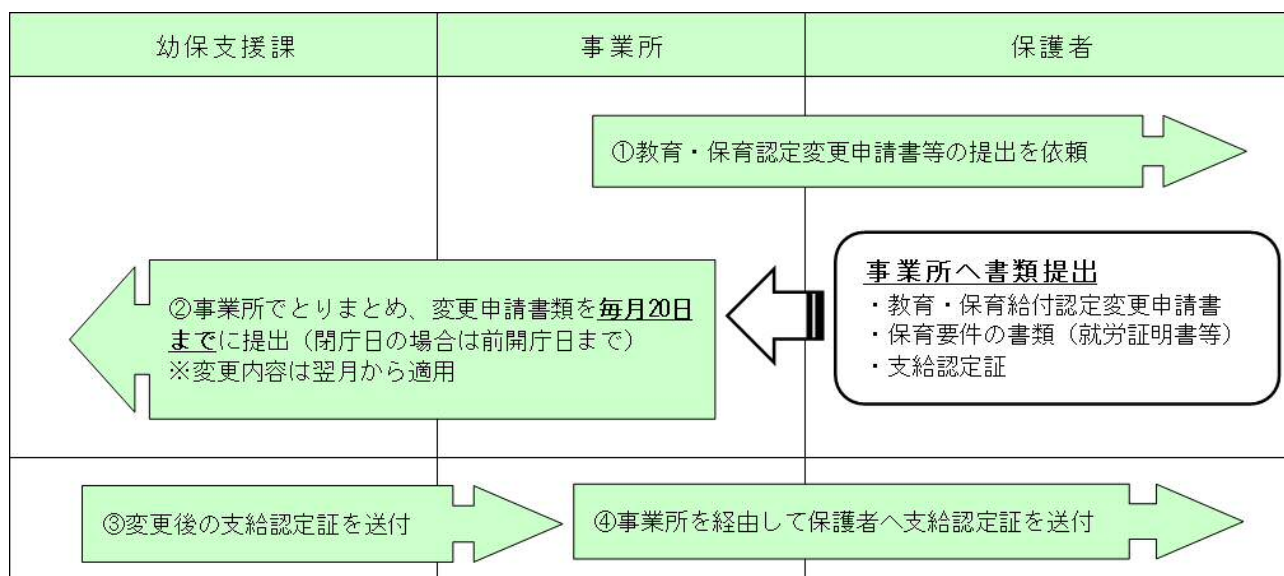
入園月（又は認定開始月）の月初（1日）からの認定日を希望する場合には、**前月の10日まで**に、幼保支援課に申請書一式をご提出ください。10日以降も受付は可能ですが、**施設受付日・認定要件の必要書類の証明日より前に遡って認定開始とすることができません**ので、施設受付日・認定要件の必要書類の証明日にご注意ください。

2 支給認定後に認定内容の変更が生じた場合

「保育を必要とする理由」などに変更が生じた場合は、変更申請が必要です。変更する際は、「教育・保育給付認定変更申請書」に必ず「支給認定証」を添付し、幼保支援課へ提出してください（紛失した場合は不要）。

なお、各月20日（土・日・祝日の場合は前開庁日）を期日とし、翌月から適用します。

- ①「教育・保育給付認定変更申請書（第6号様式）」＋添付書類（保育要件の書類）＋支給認定証の提出を事業所から保護者へ依頼する。
- ②保護者から提出された変更申請書類を事業所で取りまとめ後、毎月20日（閉庁日の場合は前開庁日まで）に幼保支援課へ提出する。
- ③変更申請書類受付後、変更後の支給認定証を発行し、事業所へ送付する。
- ④事業所から保護者へ支給認定証を送付する。

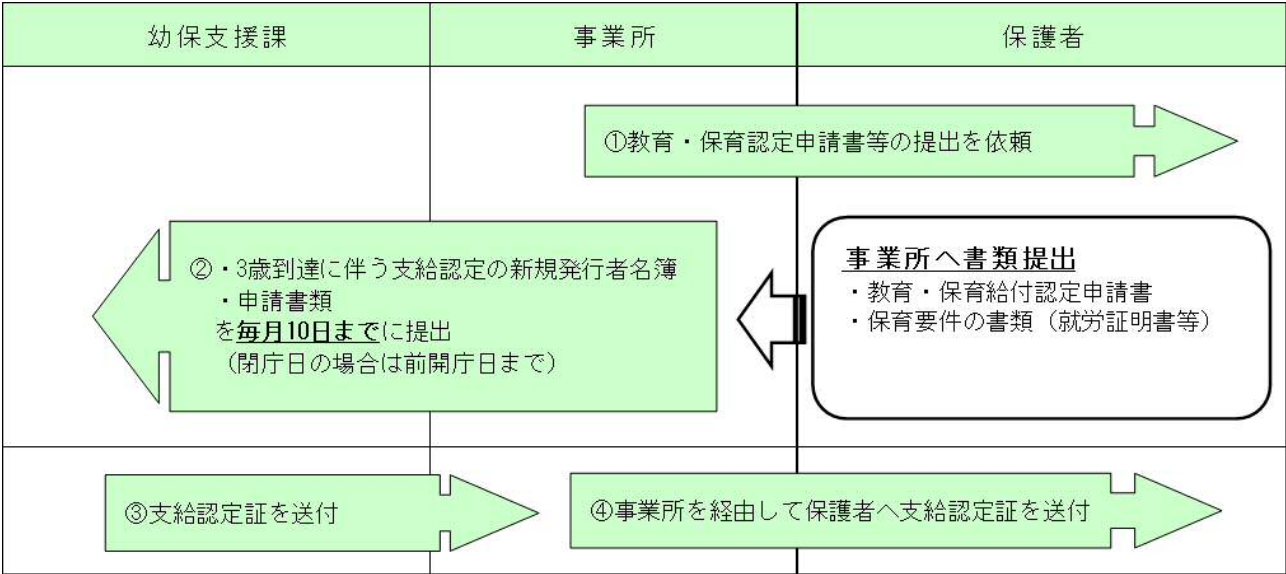


3 3号認定の児童が満3歳に到達した場合（2号認定への移行）

3号認定の児童は、満3歳の誕生日の前々日までが支給認定の有効期間となっています。

3号認定児童が満3歳に到達した場合は、事業所から希望がある場合のみ、2号認定の支給認定証を発行します。支給認定証の発行を希望する場合は、再度、保護者から申請書類一式を提出いただく必要があります。

- ①「教育・保育給付認定申請書（第3号様式）」＋添付書類（保育要件の書類）の提出を事業所から保護者へ依頼する。
- ②保護者から提出された申請書類を事業所でとりまとめ後、施設で作成した「3歳到達に伴う支給認定証の新規発行者名簿」と申請書類をセットにして、毎月10日（閉庁日の場合は前開庁日）までに幼保支援課へ提出する。
- ③申請書類受付後、提出月に随時支給認定証を発行し、事業所へ送付する。
- ④事業所から保護者へ支給認定証を送付する。



4 各申請様式について

添付書類（保育要件の書類）の様式について見直しを行いました。

| | | |
|----------------------|---|---|
| 添付書類（保育要件の書類） | } | 見直しを行いました。 ※旧様式でも受付はできますので、既に配布済みの方の差し替え対応は不要です。 |
| ・①就労証明書【R6年度】 | | |
| ・②申立書兼誓約書（様式①）【R6年度】 | | |
| ・③診断書（様式②）【R6年度】 | | |

5 注意事項

保育を必要とする事由ごとに認定期間が定められています。なお、認定期間満了前に保護者への連絡等はありません。

6 その他

認定要件の判断が難しい場合は、幼保支援課にお問い合わせください。

7 幼保支援課への問い合わせについて

浜松市こども家庭部 幼保支援課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

メールアドレス：s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

FAX：053-457-2039

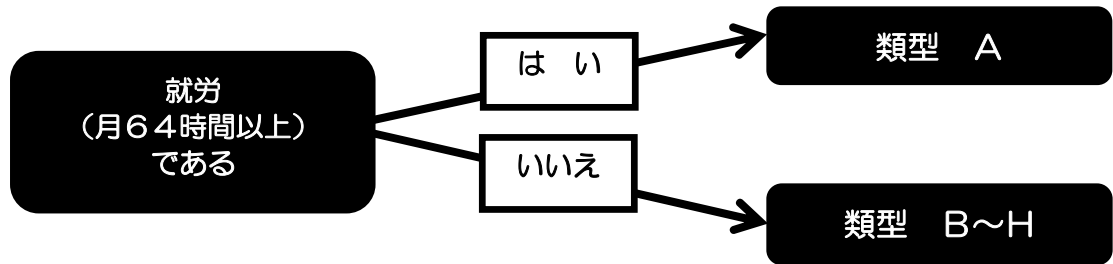
教育・保育給付認定の書類提出、認定等に関すること

給付・事業グループ 457-2118

名簿等の定例提出書類に関することや届出などに関すること

企画・制度グループ 457-2827

教育・保育給付認定申請書の添付書類について



【例】父：就労 母：親族の介護 を理由に保育が必要な場合
 父→類型A 保育様式④ 《必要な書類》就労証明書
 母→類型F 保育様式No.① 《必要な書類》申立書兼誓約書・診断書（診断書の代わりに
 要介護認定通知・障害者手帳等のコピーでも可）

| 類型 | 保護者等の状況 | 必要な書類 (保育様式) | 注意点 追加で必要となる書類 |
|----|----------------------------------|-----------------------------|---|
| A | 雇用されている方 (内定含む) | ⇒ 就労証明書 | 記載内容に不備があると受付できない場合があります。 |
| A | 内職の方 | ⇒ 就労証明書 | 勤務者の申告に基づき、雇用主の方に記入を依頼してください。 |
| A | 自営業の方 | ⇒ 就労証明書 | 追加書類なし |
| A | 農業・漁業・林業の方 | ⇒ 就労証明書 | 仕事内容等漏れなくご記入ください。 |
| B | 求職活動中の方 | ⇒ 申立書兼誓約書（様式①） | 追加書類なし |
| C | 妊娠・出産の方 | ⇒ 申立書兼誓約書（様式①） | 母子手帳（表紙と分娩予定日の分かるページのコピー）を添付してください。 |
| D | 入院・療養中の場合 | ⇒ 申立書兼誓約書（様式①） 診断書※（様式②） | ※診断書は様式②をご利用ください。 きょうだい分についてはコピーを添付してください。 |
| E | 障がいがある場合 | ⇒ 申立書兼誓約書（様式①） | 障害者手帳または療育手帳等（氏名・等級の分かるページ）のコピーを添付してください。 |
| F | 親族の常時介護・看護 または施設通所の付添いをしている場合 | ⇒ 申立書兼誓約書（様式①） 診断書※（様式②） | ※診断書の代わりに要介護認定通知・ 障害者手帳等のコピーでも可としています。 |
| H | 保護者が学校に通っている場合 (就学内定含む) | ⇒ 申立書兼誓約書（様式①） | 在学証明書もしくは合格通知書のコピー及びカリキュラムのコピーを添付してください。 |